# 視　　力　　表

# 仕　　様　　書

隠 岐 広 域 連 合 立
隠 岐 病 院

Ⅰ．仕様書概要説明

１．調達の背景及び目的

申請機器は､視力の検査に用いる機器である｡保有台数は1台で2000年11月に購入し13年経過している。年数が経過しており検査表の明るさが少しずつ暗くなっているため更新を申請。

２．調達物品及び構成内訳

品　名：視力表

構成内訳：① 本体　　１台

② 架台　　１台

Ⅱ．基本仕様

性能、機能及び技術等に関する仕様項目に関しては、以下の要件を満たすこと。

１．LCDパネル方式であること。また、LCDパネルは19インチ以上であること。

２．3mから6mの範囲内で検査距離が容易に変更できること。

３．ランドル環、ひらがな、アルファベット、数字の視標による視力検査ができること。

４．一文字、横一列、縦一列の視標表示ができること。

５．ETDRS、乱視、点群など特殊視標種類が15種類以上搭載し、様々な視機能検査ができること。

６．視力値、検査値表示方法は、少数、logMAR、分数であること。

Ⅲ．その他特記事項

その他特記事項に関しては、以下の要件を満たすこと。

１．納入物品の搬入に要する養生及び据付け並びに稼働のための調整等を行うこと。

２．装置の納入場所については、当院と協議すること。

３．納入物品の搬入、据付け及び調整については、当院と協議の上行うこと。

４．搬入、設置、配線及び調整等に要する費用は負担すること。

５．落札から納入までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、当院と協議の上最新の仕様にて引き渡すこと。

６．年間を通じて故障時のための連絡体制が整備されていること。

７．障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。

８．納入物品の保証期間は、納入検査終了後１年間以上とすること。

９．本装置一式が正常に稼働、臨床上最適に使用できるよう、設置稼働後１年は無償で定期的な点検を行い調整すること。

10．納入物品は、納入後において少なくとも耐用年数中は稼働に必要な消耗品及び故障時における交換部品の安定した供給が確保されていること。

11．取扱説明書及び簡易取扱説明書は、日本語版で１部以上提供し、また、電子媒体での提供も行うこと。

12．納入物品には、基本的機能を損なわないよう必要な付属品等を備えること。

13．納入物品のうち、薬事法の製造承認対象となる医療器具は、厚生労働大臣の承認を受けていること。

14．本仕様書に明示無き事項については、当院の指示のもとに実施すること。